

学校事務職員教育機関は向かい

ナゾの文書

あなたは学校で“先生”と呼ばれていませんか？行政職である事務職員がどうして“先生”と呼ばれるのか不思議に思、たことはないですか。あるとき私はこの疑問を解く鍵を日教組の機関紙に載った運動方針の中に見つけたのだ。その内容を抜粋すると…

「学校事務職員の賃金改善については、学校事務の特性をふまへ、具体的実効のある措置を講じさせます。そのため…(中略)…公立学校事務職員の独自給料表及び調整額支給実現のとりくみを進めます。」

「学校事務職員の賃金引き上げ配分については、教育職との均衡を考慮し、俸給表の改定をとりくみます。」

「独自給料表」「調整額」とはなんだ？「教育職との均衡」とはどういう意味だ？仕事以外のことにはなんとも興味をもたず、悪い機から、軽い気持ちで調べ始め、学校事務という職種を抱えている構造的矛盾の深刻さと苦悩の歴史に驚いたのだ。

日教組の賃金闘争の歴史

話は20年以上前に遡る。日教組は1970年徳島の定期大会において「教職員の賃金および時間短縮のあり方」という組織の基本戦略と目と目というべき重要な決定を行った。

俗に「賃金・時間方針」と呼ばれているその内容は、要するに、教師は専門職であるから、他の公務員よりも給料が高く、当然であるという。教職の専門職化→聖職化への第一歩を踏み出す教員の工場のための方針であった。このときから日教組は、自ら労働者であることをやめ、その点では戦前と同じく子供を教育する神聖な存在になったのである。

教職の専門性を賃金要求の根拠として強調する日教組は、その後1971年「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)を受け入れ、「労働基準法」36条、37条(時間外労働の制限、時間外労働に対する割増賃金の支給を定めた条項)の適用除外を代償に「教職調整額4%」を手に入れ、さらに1974年「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」(人確法)により、「教員特別手当」を得る。この2つの法律を受け入れたことにより、日教組は自ら格差賃金体系の導入を促し、職階性の強化(校長・教頭の特1等級・1等級格付)をも認めたこととなる。



突然聖職者になつた教員に囲む 事務職員はどうしたか?



このような日教組の賃金闘争の中で、日教組事務職員部は、自らの職種を、教育労働を担う一翼(もちろん主翼は教員)として規定した学校事務職員 = 教育労働者論を根拠にして、学校事務の専門性と特殊性を追求していく。(そうせざるをえなかつたのかも) もう少し詳しく書くと、1979年日教組は「賃金-時短労働金を一部修正して、"事務職員もまた教育労働者である、したがって教員と同じく高い賃金を保障されるべきである"と主張した。しかし、この要求は冷静になつて考えざるまでもなく、無理のある要求であった。日教組の言い分は、「職務遂行上の困難性、複雑性かつ専門性をもつ学校事務の特性を強調して、『一般職の職員の給与に関する法律(給与法)の10条"人事院は俸給月額が職務の複雑性、困難性もしくは責任の度または勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の労働条件が... (中略)... 著しく特殊な官職に対し... (中略)... この特殊性に基き... (中略)... 調整額表を定めることかできる。』を適用させようとするものだらうだ。

実際に学校事務に従事する者の一人として、

私たちの労働力と他の行政職と比較して、本質的にどのほどの差異があるだろうか。どのような専門性、特殊性を求めたことが可能だろうか。疑問に思う。教員の仕事を一身に引き受けなければならぬという職場環境の劣悪さをもつ、特別な職である主張するのなら、その劣悪さは差を無くしていくべきのもであり、調整額と引き



替えに受認すべきものではないはずだ。

教育労働者てなに?



そもそも、学校事務職員を教育労働者であるとか、行政職労働者であるとか、なにかと色分けすることに意味があるのだろうか。

英語 "教育現場である学校で働く労働者であるから教育労働者である" とすることに本来内得できるし、(バスやタクシーの乗務員を交通労働者と定義づけることかできるのと同じ意味で) また、職務の内容、職務の系統的流しから、教育委員会と大差ないことから行政職労働者ということかできる。学校事務職員もどちらの労働者と呼ぼうとしましなないのである。

しかし、決して見逃してならないのは、日教組が学校事務職員 = 教育労働者論を説く裏には、「事務職員も教員と同じく教育に責任を持つ教育労働者であるのだから、教壇に立たない教育労働者として教員をより深く教育労働に従事させるために、事務職員は、教員にとこのあらゆる雑務を引き受けるべきだ」という、事務職員への際限の無い労働強化へつながる本音が隠されていることである。

学校という不思議な世界

学校という社会は、不思議な社会である。外から見ると最も民主的な社会に見えるから、その奥内部には非民主的、前近代的な因習が色濃く残っている。そこには教員を頂点とするピラミッド型の階層関係が明治以来の歴史性を背景に、しっかりと根ざしはれている。



朝生活科
生生活科
生生活科
生生活科

階層秩序あるところ差別が生まれるのだが、学校の中で、少数職種である事務職員や現業職員に差別の矛を先か向きがちである。教員の私用が勤務時間の内、外を問わず、これらの職員に押しつけられている例(教員のほうには差別していないと認識すらない)を挙げるとキリがない。

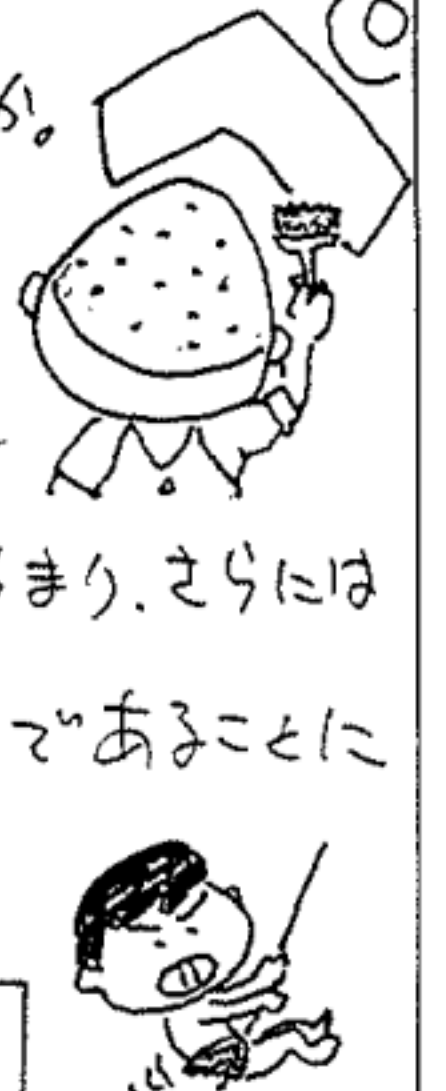
こうした劣悪な環境に甘んじ、教員の言ひことに文句を言わぬ従うのが、教員にとっての「良い事務職員」であり、また大多数の事務職員が結果的にそうなるを得なかつた。日教組も内なる差別構造＝学校体制の上にあぐらをかく(事務職員が給与を引き上げないが、組合費も徴収できない)既製の教育の「平等」と叫んできたのである。



どうすればいいの

事務職員と教員が誰もが感じる屈折した感情の源こそ、学校事務職員＝教育労働者論の内包するギマン性にあることを皆さんは経験的に理解しているはずだ。教員多数対事務職員一人ない二人という対立構造の中で、多くの仲間たちは意識的、無意識的に教員の中にまぎれこんでいること、自分の置かれている位置をあいまいなものにしてきた。教育という大義名分のもとに教員が強制される職務外労働、下請的雑務を引き受けることにより、教員との間に起る軋轢を回避し、すべを又くおさめてきた。学校事務という職種の社会的評価の低さを補うために教員をか借り、聖職の仲間入りしようともしてきた。自分のしている仕事か、社会的に評価される、職務がいこうに明確にされない不安定さを「教育」にしがみつくと

によて忘らふとしてきたのではないが、学校事務職員＝教育労働者論は、私たちが自分の置かれている位置を確かめ、自立しようとする手足にからまり、さらにはもぎ取ろうとする危険な論法であることを間違いない。



自立とは

聖職的選良意識にとらわれた教員の言動に日々悩まされ、教育的なもの(者)が何より優先されるという

ゆかんだ階層秩序の重圧に押しつぶされている現状から抜け出すためには、従順な事務職員として学校管理体制に取り込まれること(管理者の手先になること)なく、自らを教育労働者として「学校共同体」の中に融解にしようこと(「先生」になること)なく、自らの足で立ち、自らの頭で考える労働者として自立することこそ(自立とは、教員との分離、分離を意味するものではなく、対等・平等の関係を築くことの意)私たちの選んだ道である。

「自立」の語源
from 山 国語
の 山 語
の 語
の 語



教育という修飾語がなくとも一人の労働者として存在できる学校事務職員になろう。

読者の皆さまへ

1993年新春、Jim Jimも5年目を迎えました。今年こそ事務職員の間からの期待に沿えるよう、飛躍の年にしたいと思います。頑張ります。

